

通報内容と判断 判断 1

- ①明確に不正を告発したもの
= はっきりした法令違反 公益通報
- ②その人の判断基準から見て不正ではあるが、法令違反でないもの
公益通報でないが、調査を要する
- ③解雇などを受けたことに対して企業の信用低下を狙ったもの 公益通報でない

内部通報 = 保護法対象ではないが 判断 2

◆内部通報は様々であり、聴取時、保護法の定義に当てはまらないものも多い。しかし保護法の趣旨の一つは国民の生命、身体、財産その他の利益の保護を図るものであるため、通報内容が法令違反事実があり、信じる足るものであれば当然必要な調査は求められることになる。

◆国の通報処理ガイドラインを見てみましょう

労働者以外の通報の場合は 判断 3

国の行政機関の通報処理ガイドラインでは

- ①各行政機関は、労働者でない者からの通報であっても、当該通報が、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対し、法第3条第2号に掲げる要件を満たして通報するものである場合は、法第10条第1項に規定する必要な調査及び適当な措置をとるよう努める。(第3条2号：通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合)
- ②①のほか、各行政機関は、法令遵守を図るため、法に基づく公益通報以外の通報を受け付けることができる。この場合において、通報対象となる事実や通報者の範囲、通報処理手続その他必要な事項については、各行政機関が別に定める。

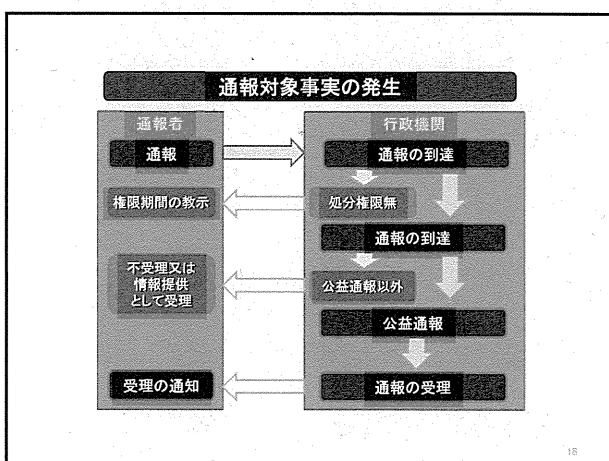
日常の苦情処理

受理をしない場合もあるのですか 判断 4

(Q&Aより)

- ★ ある府省庁に対して、当該府省庁の通報対象事実でない事実の通報があった場合
- ★ 通報内容が著しく不明な通報があった場合
- ★ 通報内容が虚偽であることが明らかな場合

など、そもそも通報を当該府省庁で受理しても何ら対応できないことが窓口で容易に判断できるものについては、そもそも受理をしないという取扱いをすることされています。



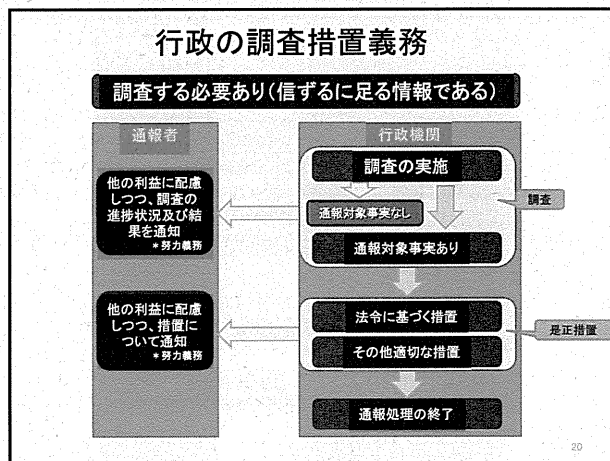
調査はしない事案とは 判断 5

「受理はしても調査をしない事案とはどのようなものでしょうか」(Q&Aより)

- 受理をしない回答で挙げたように通報としての形式及び実質を備えていない場合と異なり、形式的には当該府省庁において通報対象事実として定められている事実が通報された場合には、窓口としては受理をせざるを得ないと考えられます。

しかし、受理後に当該事案を検討した上で、調査をする必要性が認められない場合(すでに調査済み、すでに改善済み等)や、調査を行うことが相当でない特段の事情がある場合(調査をすることによってより重大な他の法益が害される等)は、例外的に調査を行わないとの判断をすることとなります。

19



調査の緊急性 判断 6

さていよいよ調査です

直ちに対応すべきもの

例: 問題のある製造がなされた製造品の流通が想定される

緊急性はあるが調査法の検討、他機関との連携調整を行う必要があるもの

例: 偽装表示のように継続的に行われているものではあるが、きちんとした調査で事実をつかみ措置する必要があるもの。他の法令違反も考える。

21

ケースで考えましょう(通報内容)

次のような電話通報がありました。

- ◆通報者 匿名でない
ファミリーレストランチェーンのセントラルキッチンに勤務する女性
- ◆内容
ピザ生地を延ばすラインに打ち粉を自動的に振る機械があるが、機械の清掃が不十分でカビのような黒い粉が混ざり、ピザ生地の上に黒い点がついたものが製造された。

22

上司に伝えたが、なかなかラインを止めず、黒い粉のかかった、かなりのピザ生地が流れ焼成ラインを経て出荷待ちである。

「出荷前に止めてもらいたい。」①「内部通報があった事実は言うてよいが、「上司に報告したがラインを止めない」などの具体的な話は本人が特定されるので避けてほしい。」(通報者の希望)②「黒い粉の確認は、出荷待ちの製品を見ていただければわかる」(証拠の内容)

23

ケースで考えてみよう (判断1)

- このケースは公益通報者保護法の対象になりますか?
- 違反事実 6条違反になるのか...この内容では?
- 通報者は労働者なのでOK
- 信じるに足る内容か
 - ★具体性があるか...内容は具体的
 - ★確認の手段を述べているか(証拠はあるか)
 -焼成後のピザを見ればわかる。

(実際 電話の場合は、工場のイメージが湧かず、なかなか状況把握が難しいのが現実である)

- ★匿名ではないし、連絡先ははっきりしている

24

ケースで考えてみよう(教訓1)

◆匿名の場合への対処の基本(電話・面談の場合)

★行政へは名乗ってもらう(調査における匿名希望の確保を前提に)

- ・調査をきちんと報告するため
- ・不足情報があった場合の対応が必要となる

★この場合調査で本人特定がされない配慮・希望をきちんと聞いて置く。

25

違反事実の聞きとり

☆聞き取り時の注意事項

- ・調査する場合には通報があった旨は相手に伝えることについて了解を取る
- ・違反の具体的内容を詳細に聞き取る。
- ・聴いた内容が法令に違反する行為かどうかについて行政の見解を伝える。
- ・会社の調査で何を確認すれば違反事実がつかめるかその方法を聞きとる。
- ・証拠となるものがあるかを確認する。

26

ケースで考えてみよう(調査方針の判断)

通報者がわからないよう配慮の難しさと判断

通報事実を隠した調査は可能か

付きまとう二つの方針の選択

- ・通報事実をできるだけ隠して調査するか
- ・通報事実を伝え本人が特定されないように調査するか・・・その場合何に注意するか

27

なぜ通報者の特定を回避しなければならないか

- ・この法律は解雇を未然に防止する(解雇や不利益取扱を禁止はしているが、禁止規定を守らなかった場合の罰則や罰金等は科していない。)ものではない。(つまり解雇権の濫用の具体的内容を規定。民法規定 権利の濫用はこれを許さない。)
- ・そこで通報者が解雇や不利益取扱を受けることがあり、そのことめぐる訴えをせざるを得なくなることも想定される。

ちょっと深く
見てみま
しょう

28

法施行後の問題

ちょっと深く
見てみま
しょう

- ◆ 2006年 会社内部で売買契約ねつ造の内部告発・社員の氏名を窓口の弁護士事務所が会社に報告。自宅待機命令
- ◆ 2007年 高速道路の建設の手抜きを告発。自宅待機の後懲戒解雇。その後会社都合の退職で和解
- ◆ 2007年 ミートホープ事件の内部告発を1年放置

報復1

報復2

29

ケースで考えてみよう

- ◆このケースの場合の失敗(初回調査)
最初は通報事実をできるだけ隠すことが方針として伝えられ、調査担当者は、通報事実を極力わからないように、通報事実をぼかして調査を進めた。青いコンテナに黒い粉が混った廃棄を待つ打ち粉が工場内にあったことは確認し通報が事実であることが疑われたが、粉の説明を聞くにとどまった。

30

ケースで考えてみよう

- ◆そこで再度方針を検討
- 通報者へある程度踏み込んだ通報内容を伝えることの見解を取る。同時に配慮として「上司に言ったが止めなかった」という通報者特定につながる表現には配慮することでいいかと確認。通報者了解。
- 再度、調査に入ることとなった。

31

ケースで考えてみよう(教訓2)

- ◆通報事実を告げなければ、調査は困難である
- その場合の行政の対応上の配慮
- ★ 本人特定がされる可能性のある表現を通報者と確認し、詰めておく。(匿名の場合には不可能)
- ★ 公益通報者保護法があること。犯人探しは行わないよう行政から牽制する。

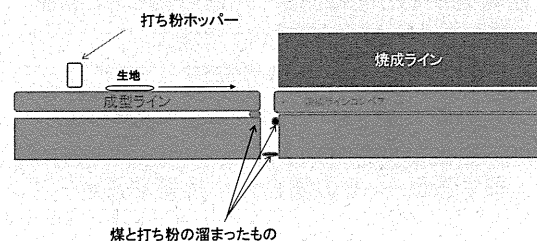
32

ケースで考えてみよう

- ◆通報事実を伝えた調査で分かったこと
- 黒い粉が打ち粉の機械からビザ生地にかかった事実は認められた。
- 粉について工場内を視察。次のような原因が推察された。
- 黒い粉は焼成ラインから出た煤であることが分かった。焼成釜・ラインコンベアーから出る煤が成型ラインの端に落ちる場所がある。この場所は成型過程の余った打ち粉が溜まる場所でもある。この場所では余った打ち粉と煤が一緒になってしまう。
- 通常はこれを清掃し廃棄するが、使用原料粉と廃棄すべき粉のコンテナの形状・色が一緒だったので廃棄すべき粉をラインのホッパーに投入したことが判明した。(一部床に落ちた粉が混入した可能性が否定できなかったため、粉による健康被害は焼成に由来するものと思われたが、結果として不衛生な原材料が使用されたことは否めない)

33

ケースで考えてみよう



34

ケースで考えてみよう

- ◆この混入物は焼成の煤(廃棄するもの)であり清潔で衛生的な取り扱いをうたった食品衛生法第5条の食品取扱い原則から逸脱したものであることは確かである。(ただしこの条文には罰則はないので、結果として公益通報者保護法の対象ではないことになる)
- ◆事実判明後も工場側は、夜勤時間帯で起きたことであり、夜勤帯責任者に話を聞いたが「すぐラインを止めたので出荷はされていないという」夜勤帯責任者の報告を信じる以外にないと主張。

35

ケースで考えてみよう

- ◆夜勤帯の従業員の聞き取りはできない状況にあったが、通報は具体的であり信ぴょう性が高い旨告げたところ、出荷した製品について、「全店に点検を行い、黒色の斑点が通常とは異なって出ているものについては廃棄するよう指示する」通達をFAXで送ることとなった。

* 工場の生産日報の確認では、通常の範囲の廃棄量しか記載がなかったため事故対応がされていない可能性が裏付けられた

36

ケースで考えてみよう(教訓3)

- ◆このケースでは、通報者特定を避けるために初期調査では事実解明ができなかった。
調査にあたって、通報者が特定されないように対応することは必要である(ガイドラインにも明記)が、通報事実を伝えずに調査できるもの調査できないものがあり、どこまで会社に伝えるかの判断をケースごとに慎重に検討する必要がある。

37

ケースで考えてみよう(教訓4)

- 今回の通報ケースは、その瞬間の不衛生取り扱いであった。
このようなケースはたまたま大量仕入れの期限切れ商品の日付を消して販売したケースと同じで、行為が過去のものであり、行為そのものを証拠として撮った写真等がなければ完全な把握と違反行為の立証は難しい。
しかし、直ちに対応したことにより黒い粉が降りかかった事実は確認された。

38

ケースで考えよう(教訓5)

- ◆偽装表示の場合には、日常的に行われていることであれば、調査時間(実際に行っている時間)、見るべき書類、関係行政機関との連携など十分打ち合わせて対応する必要がある。
- 書類 製造日報、納品伝票、期限設定の根拠書類等、
- 冷蔵庫在庫品の確認
- 作業確認と聞きとり

39

公益通報者保護法Q&A

- 公益通報者保護制度ウェブサイト参照
- 匿名は保護対象か…特定されてしまったら対象となる
- 家族は…家族が労働者の代筆を行い、通報文書を郵送した場合など労働者の通報を代行しているにすぎない場合は、その労働者が通報したといえ、保護の対象となります。
- 様々な疑問についてQ&Aが出ています。
- また、逐条解説も載っています。

40

参考

厚生労働省訓令

- 平成18年3月31日
- 厚生労働省訓令第11号
厚生労働省における外部労働者からの公益通報に対する事務手続きに関する訓令
通報対象事実整理票 別紙様式(第8条関係)
受付から処理までの経過を記入するものとなっています

41

違反食品対応マニュアル

(事務処理マニュアル)

食品衛生監視員による食品衛生監視手法の高度化に関する研究班

1 目的

食品衛生法に規定する監視指導、収去検査及びその他の方法により食品衛生法に係る違反食品(以下、「違反食品」という。)を発見した場合の対応を定めることにより、食品衛生上の危害の除去及び危害の拡大防止並びに行政措置の公正な実施を図ることを目的とする。

2 行政処分の基本原則

行政処分は、食品衛生上の危害除去又は危害拡大の防止を図るため、公正、的確、厳正かつ迅速に行うものとする。

3 行政処分の基準

処分の基準は、別表のとおりとし、別表中の各処分等の適用は、次のとおりとする。

なお、違反食品の処理については、別紙により行う。

(1) 廃棄処分(法第 54 条関係)

廃棄処分は、当該違反食品等が再製、転用、返品等が不可能な場合に適用する。ただし、再製、転用、返品等が可能な場合であっても事業者が適切に廃棄し、食品衛生監視員が確認できる場合はこの限りでない。

(2) 危害除去に必要な措置命令(法第 54 条関係)

危害除去に必要な措置命令は、当該違反食品が再製、転用、返品等が可能な場合に適用し、次に掲げる処分により行うものとする。

ア 当該違反食品等が販売の過程にあり、必要な場合は販売禁止命令を行うものとする。

イ 当該違反食品等が製造又は使用の過程にあり、必要な場合は使用禁止命令を行うものとする。

ウ 必要な場合は、物品の回収又は移動禁止命令を行うものとする。

(3) 営業の禁止(法第 55 条関係)

営業の禁止(法第 62 条第3項に規定する施設にあつては、施設の使用禁止)は、食品衛生上の危害を除去し、再発防止が図られる期間を予測することができない場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、再発防止が図られた時に禁止を解除するものとする。

(4) 営業の停止(法第 55 条関係)

営業の停止(法第 62 条第3項に規定する施設にあつては、施設の使用停止)は、食品衛生上の危害を除去し、再発防止が図られる期間を予測することができる場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、期間は、再発防止措置を行うのに必要な期間とする。

(5) 許可の取消(法第 55 条関係)

許可の取消は、営業を継続することが食品衛生上極めて危険である場合に適用するものとする。

(6) 施設の整備改善命令等(法第 56 条関係)

ア 施設の整備改善命令は、法第 51 条に基づく施設基準に合致させるため、整備改善を要する場合に適用するものとし、適用するに当たっては、期間を定めて行い、期間は整備改善を行うのに必要な期間とする。

イ 営業の禁止は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善に要する期間を予測できない場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、施設の整備改善が図られたときに禁止を解除するものとする。

ウ 営業の停止は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善に要する期間を予測できる場合に適用し、期間は、施設の整備改善を行うのに必要な期間とする。

エ 許可の取消は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善を図ることができない場合に適用するものとする。

(7) 行政指導

ア 始末書等

始末書は、行政処分に至らない事項についての措置として営業者から徴取し、違反等の事実及び再発防止について記載されているものとする。

始末書徴取に当たっては、必要に応じ顛末書、改善計画書等を併せて徴取するものとする。

イ 指導票

法第 19 条第 2 項、第 50 条及び第 51 条に基づく基準の違反等について、文書による改善指導が必要な場合に交付するものとする。

ウ 改善勧告書

指導票により改善がされない場合に交付するものとする。

別表

違反事項	違反内容又は条文内容	適用条文	行政処分等
法第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等	法第54条 法第55条	(食中毒) 1 営業の禁止、停止又は許可の取消 集団給食施設等にあつては、施設の使用禁止又は停止 2 必要な場合、当該食品等の廃棄処分及び危害除去に必要な措置命令 (食中毒以外) 1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第9条	病肉等の販売等の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第10条	化学的合成品等の販売等の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第11条 第2項	食品又は添加物の規格基準に合わないものの製造販売等禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第16条	有害器具等の販売等の禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第18条 第2項	器具又は容器包装の規格基準に合わないものの製造販売等禁止	法第54条 法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第19条 第2項	表示違反品の販売等の禁止	法第55条	(特定原材料の表示に係る違反) 1 改善勧告書 2 営業の一部禁止(適正な表示がなされるまで、当該品の販売禁止)、停止又は許可の取消 (特定原材料の表示に係る違反以外) 1 指導票 2 改善勧告書、始末書徴取等(1の指導後) 3 営業の一部禁止(適正な表示がなされるまで、当該品の販売禁止)、停止又は許可の取消

違反事項	違反内容又は条文内容	適用条文	行政処分等
法第 20 条	虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止	法第 54 条 法第 55 条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第 25 条 第1項	製品検査合格証のない添加物等の販売等の禁止	法第 55 条	1 営業の一部禁止(当該品及び使用品の販売禁止)、停止又は許可の取消
法第 26 条 第4項	検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止	法第 55 条	1 営業の一部禁止(当該品の販売禁止)、停止又は許可の取消
法第 48 条 第1項	食品衛生管理者の設置義務違反	法第 55 条	1 営業の禁止(設置されるまでの期間)又は営業の取消、停止又は許可の取消
法第 50 条 第3項	公衆衛生上講ずべき措置の基準の違反	法第 55 条	1 指導票 2 改善勧告書(1の指導後) 3 営業の禁止、停止又は許可の取消
法第 51 条	営業施設の基準の違反	法第 56 条	1 指導票 2 改善勧告書(1の指導後) 3 整備改善命令、営業の禁止、停止又は許可の取消
法第 52 条 第3項	営業の許可条件に違反	法第 55 条	1 営業の禁止、停止又は許可の取消

違反食品処理手順

1 探知又は発見

次により違反食品(疑いがある場合を含む。)を探知又は発見した場合は、食品衛生監視員は、情報収集、調査方針の確立及び調査準備を十分行った上で、当該施設に立入り、食品、営業施設、帳簿その他の物件を調査し、営業者及び関係者から事情を聴取するものとする。

- (1) 収去検査による検査成績書
- (2) 監視による発見
- (3) 消費者等からの通報による発見
- (4) 他自治体からの通報
- (5) 他法令(JAS法等)での違反に関連して国等機関からの通報

2 違反事実の確認

食品衛生監視員は、違反原因について調査を実施し原因を究明すること。
なお、調査に当たっては、次に留意し行うものとする。

- (1) 違反となった原因
- (2) 違反食品の数量及び原料の在庫量
- (3) 違反食品の製造、調理、加工及び販売の時期、期間及び従事した者
- (4) 出荷先及び仕入先
- (5) 出荷及び仕入れの時期、期間及び数量
- (6) 施設の概要図、製造又は処理工程図(写真撮影)
- (7) 違反事実の証拠が供述のみの場合は、違反した営業者又は関係者から聴取した供述調書を作成するものとする。
- (8) 証拠となる帳簿書類その他の物件

3 違反事実の確認後の措置

- (1) 食品衛生監視員は、前項の調査により速やかに違反事実を確認するとともに違反事実を記録するものとする。
- (2) 食品衛生監視員は、違反事実を確認したときは、速やかに保健所長に報告するものとする。
- (3) 保健所長は、違反の発生と措置経過について、速やかに食品衛生主管課に報告すること。
- (4) 保健所長は、健康被害のおそれがある場合、違反の事実について公表するも

のとする。

- (5) 保健所長は、(4)において公表を行った場合、消費者からの問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。

4 違反食品等の措置

- (1) 食品衛生監視員は、保健所長の指示に基づき、営業所等に対し次の事項について指導するものとする。

ア 違反事実の証拠となる帳簿書類その他の物件があるときは、営業者等に対し処分等の措置が決定するまでそれらを保管させる。

イ 調査の結果当該違反による被害の拡大及び再発防止に必要な当面の措置を、当該営業者又は関係者に行わせるため、指導票を交付し指示する。

ウ 違反食品が当該施設にある場合、廃棄処分等の措置命令の執行が完了するまでの間保管させる。ただし、当該違反食品が腐敗、変敗により当該命令執行までの間保管しておくことが困難と判断されるときは、事前に廃棄させることができる。

エ 違反食品の同一ロット品が既に流通している場合は、同一ロットについては回収を指示する。

- (2) 以上の指導を行った場合には、食品衛生監視員は、当該物件の数量、製造者又は販売者、仕入先又は販売先、製造年月日、容器の形態、重量等を確認するものとする。数量確認後、違反品を保管させる場合は、当該品の封印とともに保管請書を徴取する。

5 違反事実の報告等

- (1) 県内他保健所への報告

保健所長は、違反食品を発見し、それらに係る違反事実が管轄外の製造施設、又は販売施設(以下「製造施設等」という。)に起因すると認められたときは、当該違反食品の製造施設等を管轄する保健所長に報告し、製造施設等への立入調査及び違反原因等の調査を依頼するものとする。

- (2) 食品衛生主管課長への通報

- (1)にかかわらず次による場合は、食品衛生主管課長に報告するものとする。

ア 違反食品の原因が県外の製造施設等にある場合

食品衛生主管課長は、当該自治体に対し製造施設等への立入調査及び違反原因等の調査を依頼する。

また、違反食品が輸入品の場合、厚労省と輸入者管轄自治体に通報する。

イ 違反食品が県外に流通する場合

食品衛生主管課長は、関係自治体に対し、情報提供又は回収のための協

力を依頼する。

ウ 違反食品の販売等が広域的な処置が必要とされる場合、

食品衛生主管課長は、県内の複数の保健所等へ、必要な指揮をとること。

エ 残留農薬基準違反等当該生産者の調査又は改善指導等が必要な場合、

食品衛生主管課長は、農林水産部等関係部局に情報提供し今後の改善指導及び啓発活動等の協力を依頼すること。

6 行政処分決定

保健所長は、違反事実の確認により違反内容が判明した場合において、処分を行う必要があると認めるときは、時機を失することなく処分を行うものとする。

なお、処分の内容については、食品衛生主管課長に報告すること。

(1) 営業許可の取消し

営業許可の取消しは、行政処分の基準に基づき、営業を継続させることが食品

衛生上極めて危険であり、又、社会に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。

(2) 営業の禁止

営業の禁止は、期間を定めては違法状態を除去することができない場合、又は

期間を定めて営業を停止することが不適當な場合に行うものとする。

(3) 営業の停止

ア 営業停止の期間は、原則として、行政処分の基準に基づき、違反内容ごとに対応する営業停止の期間の最低日数とする。

イ 営業停止の期間は、違反の態様、原因の除去の有無及び施設の改善状況を総合的に判断し、行政処分の基準に定める期間の範囲内で決定することができる。

(4) 廃棄、その他の命令

違反食品が現に販売、製造の過程で流通している場合には、当該食品に対して販売禁止、回収、廃棄、又はその他必要な措置を命ずるものとする。

(5) 告発

ア 保健所長は、違反事実が故意又は重大な過失により発生し、社会に与える影響が大きい場合であって、かつ違反内容が悪質で処罰の必要があると認めるときは、事前に食品衛生主管課と協議し、告発するものとする。

イ 告発を行ったとき及び告発結果が判明したときは、速やかに食品衛生主管課長に報告するものとする。

7 行政処分の履行確認と解除

(1) 履行確認

食品衛生監視員は、行政処分の履行状況について確認を行い、保健所長に報告するものとする。

(2) 解除

処分において、執行中にその目的が達せられ、命令の解除が必要と認められるに至ったときは、当該処分を解除するものとする。

8 公表

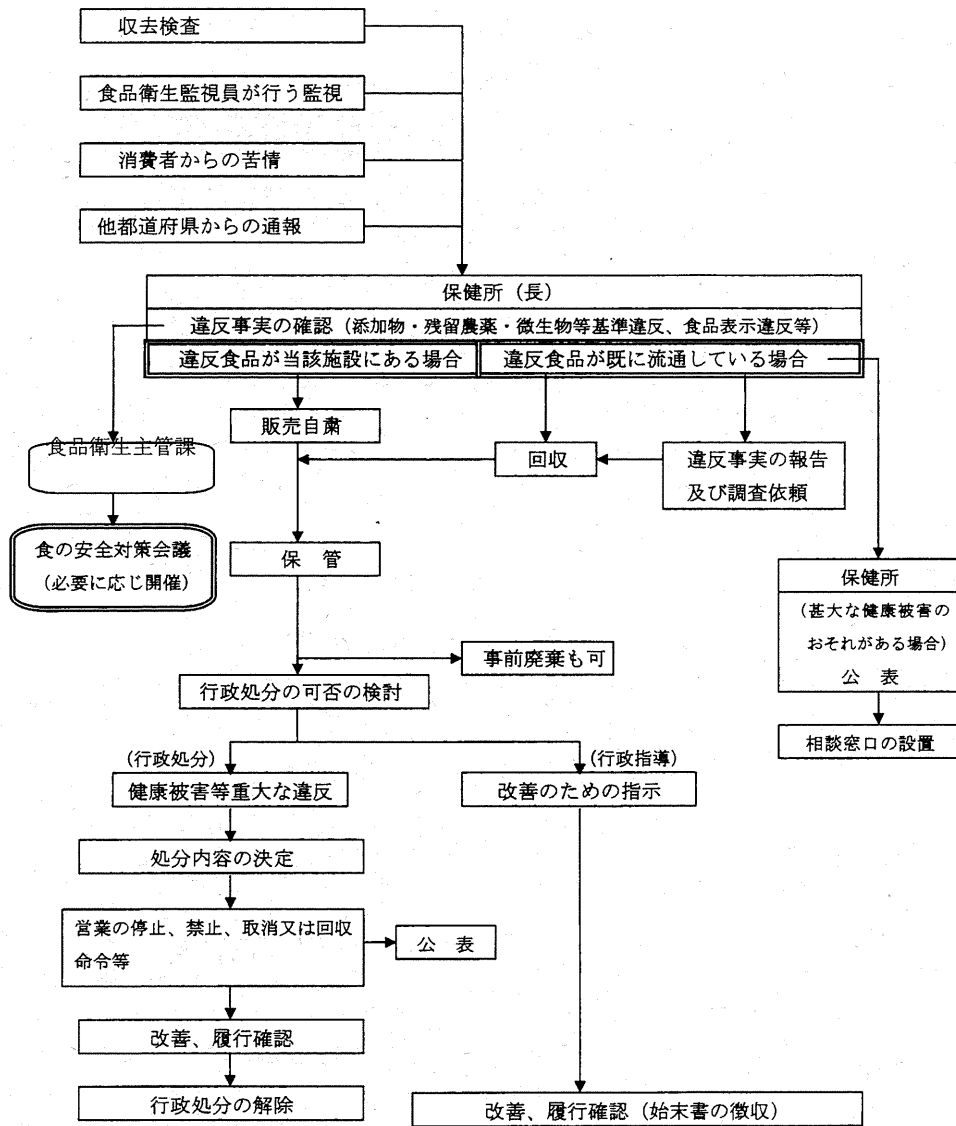
保健所長は、違反による処分を行ったときは、営業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)、施設の名称、違反及び措置内容について公表する。

9 処理後の対応

違反食品の処理の終了後に違反事実確認後の措置、違反食品等の措置、報告等について適正に行われたかどうかを検討し、必要があれば手順を改正する等今後の食品衛生行政に反映できるよう配慮すること。

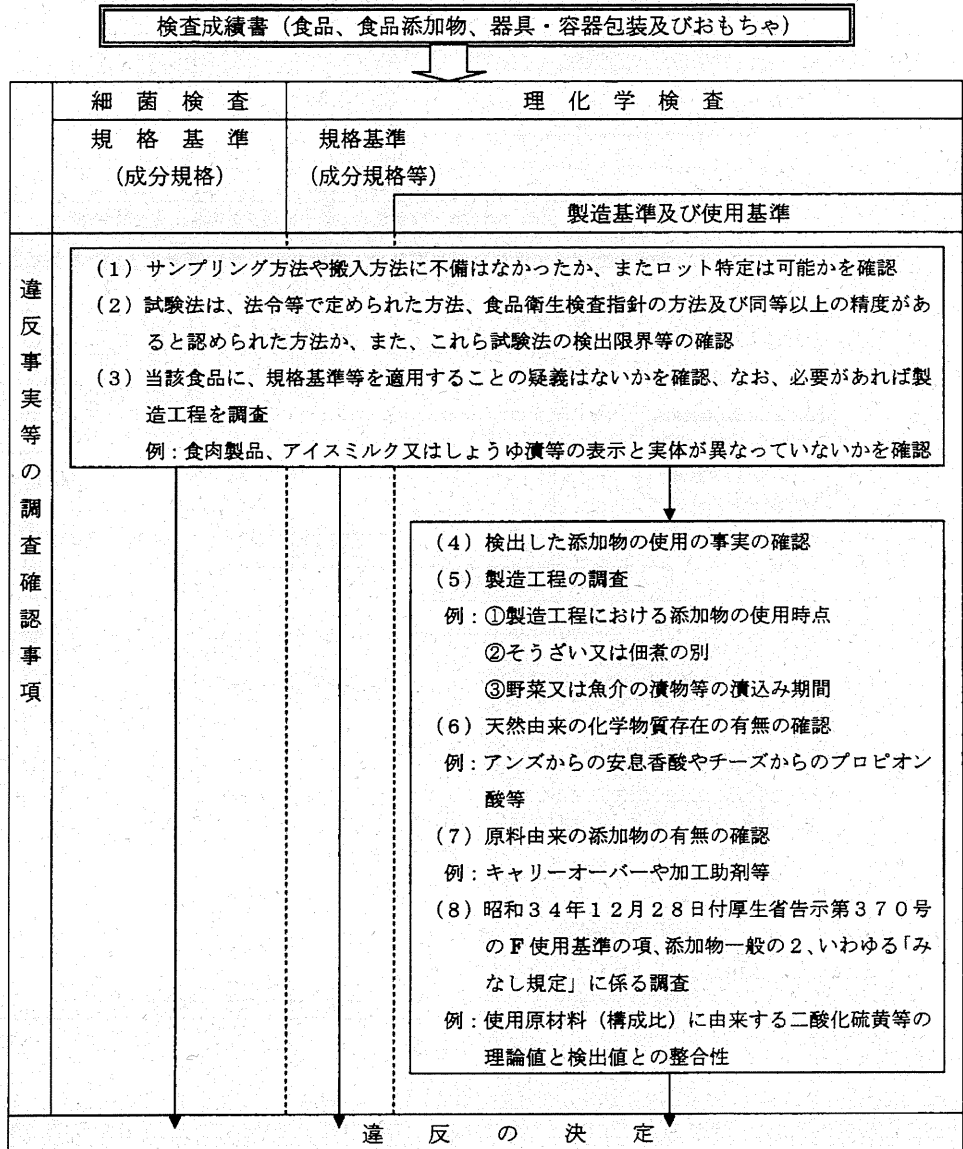
事例については機会を捉えて、事業者及び消費者へ同様事例の再発防止や処理方法等の情報提供を行うこと。

違反食品発見時の措置フロー



違反を認定する場合の注意事項

検査成績を使用基準等に照らし合わせ、機械的に判定すると、違反でないものを違反と認定する恐れがある。食品等を違反と認定する際には、検査成績に基づき、違反（又は疑い）の事実関係を調査したうえで、法違反を認定する等、慎重に行う必要がある。違反事実等の調査確認事項を下表に例示する。



違反食品等報告書事例

【事例1】

違反食品等報告書			
食品等 の 状 況	名 称	冷凍食品〇〇〇(凍結前未加熱加 熱後摂取冷凍食品)	形 態 60g×100個 ダンボール箱詰め
	届出年月日	平成16年10月7日	届出者住所 ・氏名 A市〇〇区〇〇町〇-〇 〇〇〇〇
	製造者住所・氏名	神戸市中央区〇〇町〇-〇 □□株式会社神戸工場	
違反等 届出事項	食品衛生法 第6条 第 項 第4号 違反の疑い		
	内 容	平成16年10月7日、飲食店『××』(A市〇〇区〇〇町〇-〇-〇)で、日替わりランチの「エビカツのタルタルソース」を喫食した客から、白いプラスチック様異物が混入していたとの苦情があり、同店営業者からA市〇〇区保健福祉センターに届出があった。エビカツは冷凍食品で、△△から納品された。タルタルソースは『××』で調理されたものであり、A市は届出後『××』を調査したが、同様のプラスチックは一切使われていなかったため、エビカツの製造所を所管する神戸市に調査依頼があった。	
調 査 状 況	1. 製造者の調査・指導について	<p>原因食品の疑いのあるエビカツについて調査・指導を行った。</p> <p>調査年月日：平成16年10月8日～10月15日</p> <p>応 対 者：□□株式会社神戸工場 冷凍食品製造部長〇〇氏</p> <p>〔調査内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造年月日 平成16年4月14日 ・製 造 者 □□株式会社神戸工場 ・賞味期限 平成17年9月22日 ・製造数量 300BDL (100個入り×2合×300束=60,000個) ・在庫数量 36BDL (平成16年10月15日現在) ・同一苦情の発生状況 なし ・製造時における異物混入の可能性について <p>製造所の調査では、製造時における原因となりうるような事故の発生はなかったが、製造ラインのコンベアーに同様のプラスチック部品が使用されており、その一部が破損していた。異物は破損部分と形状が一致した。</p> <p>また、異物の検査結果(後述)から異物とコンベアーの一部のプラスチック部品が同一種類の合成樹脂であることが判明したことから、コンベアー部品が破損し、エビカツに混入したものと考えられる。破損部分の形状から判断して、破片は1片であり、他の製品への混入はないものと考えられる。</p> <p>〔措置等〕</p> <p>指導票を交付し、破損原因の究明及び異物混入防止対策について報告書の提出を指示し、平成16年10月19日に報告書を受理した。</p>	
	2. 異物の検査について	<p>10月13日に苦情の原因となった異物がA市〇〇区保健福祉センターより届いた。異物の所有権放棄についてA市を通じて届出者の了解を得た上で、異物鑑定を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査実施機関 神戸市保健福祉局環境保健研究所 ・検査実施年月日 平成16年10月14日 ・検査の結果 異物と破損したプラスチック部品の赤外線スペクトルを測定したところ一致したため、両者は同一種類の合成樹脂である。 	

・5W1Hを基本に、当該品
の特定、製造量・流通状況、
他の苦情の有無、施設の状
況、検査結果、措置内容、
原因、再発防止対策等を簡
潔にまとめること

・添付資料として、当該品・
製造施設等の写真、指導票
(写し)、命令書(写し)、被
験者からの報告書(仕入
れ・製造・販売の状況、措
置内容原因・再発防止対策
等)

	3. 混入原因について 破損した部品は、施設稼働後 10 年間交換しておらず、劣化破損を起こし、当該品に混入してしまったものと考えられる。			
	4. 再発防止対策について ・破損した部品は、コンペアーの複数箇所で使用されていたため、すべての部品を新しく交換した。 ・定期的に部品のひび割れ等を点検し、劣化が確認された場合は、交換を行う。			
措置状況	営業(禁・停止)			
	廃棄		数量	
	移動禁止	数量		
	返品指示	数量	返品先	
	その他	指導票交付、報告書徴収		
報告者	神戸市保健所〇〇衛生監視事務所監視係			

【事例2】

違反食品等報告書			
名称	しょうゆ	形態	瓶詰め 内容量：750g (623ml)
品名	〇〇風薄口醤油(生抽王)	賞味期限	2005.11.20
収去年月日	平成16年9月8日 平成16年9月29日	収去機関	〇〇県〇〇健康福祉事務所
通報年月日	平成16年10月21日	通報者	〇〇県保健福祉部生活衛生課
販売者氏名住所	株式会社△△△ 東京都立川〇〇町〇-〇-〇		
輸入者氏名住所	株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 神戸市中央区〇〇通〇丁目〇番〇号		
違反届出事項	食品衛生法第11条第2項 違反		
	内容	平成16年9月8日に株式会社〇〇〇より〇〇県が収去検査したしょうゆ「〇〇風薄口醤油(生抽王)」(輸入者：株式会社〇〇〇 神戸市中央区〇〇通〇丁目〇番〇号、内容量：750g、瓶詰、賞味期限：2005.11.20、03LX101、原産国：中華人民共和国)について、しょうゆには使用の認められていないデヒドロ酢酸がそれぞれ0.16g/kg 検出された旨、本市生活衛生課を通じて通報があった。	
調査状況	<p>1. 立入調査状況について</p> <p>調査年月日：平成16年10月21日</p> <p>応対者：株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇</p> <p>輸入者事務所(神戸市中央区〇〇通〇丁目×番×号)に立ち入り、聞き取り調査及び指導を行った。</p> <p>2. 輸入販売及び在庫状況</p> <p>輸入届出年月日：平成16年1月23日</p> <p>輸入数量：440カートン(1カートン12本入) 5,280本</p> <p>販売状況：1月27日～10月21日 5,127本</p> <p>在庫数量：370本</p> <p>なお、輸入者では「生抽王」のロット管理ができていなかったため、販売数量には別ロットも含まれており、在庫数量との合計が輸入数量を超えている。</p> <p>3. 指導事項について</p> <p>当該品を出荷先から回収するとともに、デヒドロ酢酸が検出された原因について調査し報告するよう、10月21日付食品衛生監視指導票にて指導した。また、10月22日、回収指示書を交付し、迅速な回収について再度指導した。</p> <p>4. 回収状況等の確認について</p> <p>平成16年11月15日、〇〇県より収去先である株式会社△△△から当該品在庫84本及び回収品6本合計90本が輸入者事務所あてに返品されるため、返品確認の依頼があった。同月18日、輸入者事務所にて返品数量に相違ないことを確認した。</p> <p>平成17年2月1日、販売先52店舗中、在庫のあった34店舗からの回収が終了した旨の報告を受けた。同月2日、回収数量869本及び輸入者在庫370本について、報告数量と保管数量に相違ないことを確認した。</p> <p>5. 当該品に対する措置</p> <p>回収品869本及び在庫品370本並びに別ロット品22本を合わせた1,261本が平成17年6月23日、中国へ積み戻され、7月11日、完了の報告書を受理した。</p> <p>6. 違反に至った経緯</p> <p>製造者は当該ロット製造時にデヒドロ酢酸ナトリウムを使用していた。使用量は中華人民共和国での使用基準(0.2g/kg)以内であった。</p> <p>7. 再発防止策</p> <p>以下の再発防止策を講じる旨の報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本向け輸出用工場を設ける。 ・生産する毎に生産設備及び関連ラインを徹底的に整理整頓し、洗浄作業を行う。 ・原料及び製品の検査チームを編成する。 ・規格に適合するよう添加物を使用するように厳しく監督し、確認後加工生産する。 		
	措置	廃棄等	積み戻し
	その他	指導票・回収指示書交付、報告書徴収	
調査者	神戸市保健所〇〇衛生監視事務所		

【事例3】

違反食品等報告書				
食品等の状況	名称	〇〇〇〇〇 (ラムネ菓子)	形態	合成樹脂製袋詰(内容量 100 g)
	賞味期限	平成 17 年 4 月 14 日		
	製造者住所・氏名	神戸市中央区〇〇町〇—〇—〇 株式会社〇〇〇		
違反等の状況	根拠条文	食品衛生法 第 19 条第 2 項 違反		
	違反の内容	〇〇市衛生局生活衛生部食品衛生課が実施した収去検査において、表示にないコチニールが検出された。		
	収去年月日	平成 16 年 12 月 6 日	検査結果判明年月日	平成 16 年 12 月 14 日
	収去先	〇〇市〇〇区〇〇台 9-1-2 株式会社 〇〇〇 〇〇店		
	通報状況	平成 16 年 12 月 14 日 〇〇市より生活衛生課を経由して表示違反の速報を受理 平成 17 年 1 月 4 日 〇〇市より生活衛生課を経由して正式通知を受付		
調査・措置状況	販売・在庫状況	当該品は、平成 16 年 9 月 20 日に製造したもので、調査を開始した 12 月 15 日時点では、全量 (800CT、32,000 個) が出荷済であった。出荷日は、次のとおりであった。 平成 16 年 9 月 30 日 出荷数 400CT (16,000 個) 10 月 31 日 300CT (12,000 個) 11 月 30 日 100CT (4,000 個)		
	違反食品に対する措置	平成 16 年 12 月 15 日に製造者に立入り調査を実施し、指導票を交付した。 製造者は出荷先から当該食品の回収を行うとともに、回収よりも適正な表示ラベルへの貼り替えを希望する出荷先に対しては、ラベルの送付を行なった。2 次販売先へも回収やラベル貼り替えについて周知徹底を図り、措置を完了した。		
違反の原因と対策	違反の原因	製造者は、以前はコチニールを使用していなかったが、平成 16 年 9 月 20 日製造分からコチニールを使用することにした。しかしながら、表示の変更を忘れていた。 なお、9 月 20 日以外にこの製品の製造はしていない。		
	再発防止対策	製造者より次のような再発防止策が示された。 ・今後、添加物等を変更した場合は、表示についても変更の必要がないかどうか点検し、適正な表示を貼付する。		
措置状況	営業(禁・停止)			
	廃棄		数量	
	移動禁止	数量		
	返品	数量	確認できたもの 7,502 個	返品先 株式会社〇〇〇 本社
	その他	指導票交付、報告書徴収		調査者 〇〇衛生監視事務所